

甘楽町公告第**30**号

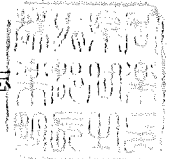
公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年6月**5**日

甘楽町長 森 平 仁 志



記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり
- 2 縦覧場所
甘楽町産業課農林係
甘楽町ホームページ
甘楽町公式ホームページ (kanra.lg.jp)
- 3 本公告により、甘楽町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。